

整備管理規程

令和 年 月 日 制定

令和 年 月 日 改正

住 所

会 社 名

代 表 者 名

(事業者名) :

(整備管理者名) :

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）

第32条第2項の規定に基づく規程であり、自動車の安全運行を維持するために必要な点検・整備の内容、これを確実に行わせる任に当たる整備管理者の職務権限等について定め、もって車両の安全の確保及び環境の保全等を図ることを目的とする。

(整備管理者の選任等)

第2条 整備管理者の選任は、施行規則第31条の4に定められた資格要件を備えた者のうちから代表者（自動車の使用者をいう。以下同じ。）が任命することで行うものとする。

2 代表者は、整備管理者を選任、変更又は解任したとき、その他施行規則第70条第1項第3号に該当する場合には15日以内に、その旨を自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等を経由して地方運輸局長等に届け出るものとする。

3 整備管理者の補助者を選任する場合には、整備管理者と同等又はこれに準じた知識及び能力を有すると認められる者（整備管理者の資格要件を満足する者又は研修等により整備管理者が十分な教育を行った者）のうちから代表者が任命するものとする。ただし、補助者を選任した場合であっても、車両の整備管理に関する責任は、整備管理者自身が有するものとする。

4 整備管理者は、前項により補助者が選任された場合には、遅滞なく、その氏名、所属及び補助する職務の範囲等について、別紙1に記載するものとする。これは、補助者の変更又は解任があった場合も同様である。

5 代表者は、整備管理者、補助者その他の車両管理を行う者の氏名、連絡先等を社内の見やすいところに掲示して従業員全員に周知徹底するものとする。

(補助者との連携等)

第3条 整備管理者は、職務の適切な実施のため補助者と密接に連携をとるものとする。

2 整備管理者は、自らが営業所に不在のときに補助者を通じて職務を実施する場合には、その職務を実施するために必要な情報をあらかじめ補助者に伝達しておくものとする。

3 前項の場合において、整備管理者は、補助者に対し職務の実施結果について報告を求め、その職務内容の正確な把握に努めるとともに、必要に応じてその情報を記録・保存するものとする。

(運行管理者との連携等)

第4条 整備管理者は、運行管理者と常に連携をとり、運行計画等を事前に把握し、定期点検整備の計画、車両の配車等について協議するものとする。

2 整備管理者は、日常点検の確実な実施を図るため、運行管理者と密接に連携をとるものとする。

3 整備管理者は、車両管理状況について、毎月1回以上代表者に報告するものとする。

(整備管理規程の改廃)

第5条 整備管理者は、本規程の改正又は廃止をするときには、代表者と十分調整するものとする。

(営業所間における運転者及び車両の移動の弾力化)

第6条 一定期間に限って業務の応援のため他営業所の運転者又は事業用自動車の移動を実施する場合には、以下の運用方針により行うものとする。なお、当該事業用自動車（以下「移動車両」という。）については、移動元営業所に配置されているものとし、増減車に係る事業計画の変更の届出は不要とする。

よって、営業所に配置する事業用自動車の数の変更には当たらず、使用の本拠の位置に変更があったとは認められないことから、道路運送車両法に基づく変更登録の申請の手続きは不要とする。また、移動先営業所が不利益処分により事業計画の拡大が出来ない期間においては、本通達は適用できないものとする。

- 1 「一定期間」は、30日以内とし、連続した本通達の適用は認めない。また1年間で本通達の適用を実施する上限は120日間とする。
- 2 同時に同一営業所から移動する運転者数及び車両数の合計は、移動元営業所の選任運転者数及び配置車両数のそれぞれ5割を超えないこと。
- 3 移動元営業所から移動した運転者（以下「移動運転者」という。）及び移動車両に係る必要な情報（移動車両の自動車検査証（券面記載情報）、点検整備記録を含む）が、移動時に移動先営業所に共有されていること。
- 4 「整備管理」は、原則、移動元営業所で行うものとするが、移動先営業所において整備管理業務の履行補助（日常点検等）を行うことを認める。後者の場合、移動先営業所はその状況についてその都度電磁的記録により移動元営業所に共有すること。なお、移動するにあたっての留意事項を以下①～③に示す。
 - ① 整備管理を実施するための規程の内容は、関係する営業所間で管理が繁雑とならないよう配慮するとともに、一定期間移動するにあたって必要な内容となっていること。
 - ② 移動車両は移動先営業所の自動車車庫に留め置くことから、車両全てを収容できる広さを有するものでなければならない。
 - ③ 移動先営業所が自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第14号）第6条第1項及び第8条第1項に規定する特定地域内に存する場合には、同法第12条第1項に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものでなければならない。
- 5 移動車両の状況を容易に把握できるよう、移動期間及び移動車両を特定する情報（自動車登録番号）を関係する営業所において直近1年間保存すること。
- 6 上記各号に係る業務については、その対象営業所や、整備管理の方法について、整備管理規程に明確に定めること。また、移動車両に関する整備管理の責任は移動元営業所が負うものとする。

第2章 権限及び職務

（整備管理者の権限）

第7条 整備管理者は、施行規則第32条第1項各号に掲げる権限を有するほか、本規程に定める職務を遂行するために必要な権限を有するものとする。

（整備管理者の職務）

第8条 整備管理者は、次の職務を遂行するものとする。

- 1 日常点検について、その実施方法を定め、それを実施すること又は運転者等を実施させること
- 2 日常点検の実施結果に基づき、自動車の運行の可否を決定すること
- 3 定期点検について、その実施方法を定め、それを実施すること又は整備工場等を実施させること
- 4 上記以外の随時必要な点検や適切なタイヤ脱着作業について、それを実施すること又は整備工場等を実施させること
- 5 日常点検、定期点検又は随時必要な点検の結果から判断して、必要な整備を実施すること又は整備工場等を実施させること
- 6 定期点検又は前号の必要な整備の実施計画を定めること
- 7 日常点検表（別紙2）や点検整備記録簿、タイヤ脱着作業管理表（別紙3-1）及びタイヤ脱着・増し締め作業 管理一覧表（別紙3-2）等の記録簿を管理すること
- 8 自動車車庫を管理すること
- 9 上記に掲げる職務を処理するため、運転者及び整備要員を指導監督すること

（車両管理の範囲）

第9条 整備管理者は、選任された使用の本拠において使用する全ての自動車について前条の職務を遂行するものとする。

（補助者の権限及び職務）

第10条 補助者は、整備管理者の指示により整備管理者を補佐するとともに、整備管理者が不在のときは、運行の可否の決定及び日常点検の実施の指導監督等、日常点検に関する職務を実施する権限を有するものとする。

- 2 補助者が前項の職務を実施するに当たり、疑義を生じた場合又は故障若しくは事故が発生した場合、その他必要があると認めた場合には、速やかに整備管理者と連絡をとり、その指示に従うものとする。
- 3 整備管理者が不在のときに補助者が職務を実施する場合、補助者は、当該職務の実施に必要な情報について、あらかじめ整備管理者から伝達を受けるものとする。
- 4 前項の場合において、補助者がその職務を終了して、整備管理者に引き継ぐときには、整備管理者にその職務の実施結果を報告するものとする。

第3章 車両の安全確保及び環境の保全

（日常点検）

第11条 整備管理者は、車両の安全確保及び環境の保全等を図るため、その運行の開始前に、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号。以下「点検基準」という。）による日常点検を自ら実施するか、又は乗務する運転者に実施させなければならない。

2 日常点検の実施方法は、自動車の点検及び整備に関する手引き（平成19年国土交通省告示第317号）及び自動車メーカーが定めた方法により実施するものとする。

（日常点検の実施の徹底）

第12条 整備管理者は、日常点検を確実に実施させるため前条に規定する点検箇所、点検の内容及び点検の方法等について運転者に周知徹底を図らなければならない。

（日常点検結果の報告等）

第13条 整備管理者は、日常点検を実施した運転者に対しその結果を所定の日常点検表（別紙2）に記入させ、整備管理者に報告させなければならない。ただし、整備管理者自らが実施した場合には、整備管理者はその結果を日常点検表（別紙2）に記入しなければならない。

（日常点検の結果の確認）

第14条 整備管理者は、日常点検の結果について、日常点検表（別紙2）により確認し、運行の可否を決定しなければならない。万一、車両の安全運行に支障をきたす不良箇所があったときは、直ちに運行管理者と連絡をとるとともに、整備を行わせる等適切な措置を講じ、整備を完了した後でなければ運行の用に供してはならないものとする。

（定期点検整備）

第15条 整備管理者は、車両の安全確保及び環境の保全等を図るため、定期点検整備の実施計画を定め、自動車特定整備事業者に依頼する等により、これを確実に実施しなければならない。

1 この場合の定期点検整備とは道路運送車両法第48条（定期点検整備）に定めるものをいうが、定期点検整備とは別に次の自動車の構造・装置や使用状況等により、適宜、点検整備を実施するものとする。

（1）特種車や架装部分の点検整備

（2）シビアコンディション（雪道、塩害、悪路走行、走行距離、登降坂路等）の対応

（冬用タイヤの点検整備）

第16条 整備管理者は、雪道を走行する可能性のある場合において、日常点検の際に冬用タイヤの溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないことの点検整備を実施するものとする。

（臨時整備）

第17条 整備管理者は、点検整備の確実な実施等により臨時整備をなくすよう努めることとする。やむなく発生した故障に対しては、発生年月日、故障（作業）内容、車両の使用年数、走行距離、使用部品等について記録のうえ、原因を把握し再発防止に努めるものとする。

（特定整備）

第18条 整備管理者は、定期点検整備、臨時整備等において実施する作業が、施行規則第3条で定める整備に該当する場合には、必ず地方運輸局長等の認証を受けた自動車特定整備事業者に作業を依頼するものとする。

（大型車の車輪脱落事故防止措置）※車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上に該当する自動車を使用する場合は必須

第19条 整備管理者は、自社で大型車のタイヤ脱着作業を実施する場合には、日程及び時間に余裕を持った計画的な作業を実施するものとする。

2 整備管理者はタイヤ脱着作業に関する作業要領※を定め、運転者及び整備要員に対して、ホイール・ボルト、ホイール・ナット、ディスク・ホイールの点検・清掃方法等について、周知徹底を図るものとする。

※タイヤ脱着作業管理表（別紙3-1）で実施可能な場合は当該管理表を作業要領としてもよい

- 3 整備管理者は、タイヤ脱着作業を実施した運転者及び整備要員に対し、その結果をタイヤ脱着作業管理表（別紙3-1）及びタイヤ脱着・増し締め作業 管理一覧表（別紙3-2）に記録させ、整備管理者に報告させるものとする。なお、外注する場合にあっても作業要領に基づきタイヤ脱着作業が行われるよう依頼・管理するものとする。
- 4 整備管理者自らが作業を実施した場合には、整備管理者はその結果をタイヤ脱着作業管理表（別紙3-1）及びタイヤ脱着・増し締め作業 管理一覧表（別紙3-2）に記入するものとする。
- 5 整備管理者は、タイヤ脱着作業を実施した車両について、50km～100km走行後のホイール・ナットの増し締めを運転者または整備要員等を実施させ、タイヤ脱着作業管理表（別紙3-1）及びタイヤ脱着・増し締め作業 管理一覧表（別紙3-2）に記録してホイール・ナットの増し締めが確実に行われていることを確認するものとする。

（点検整備の記録及び保存管理）

- 第20条 点検整備の実施結果は、点検整備記録簿及び日常点検表等に所定の事項を記入し保存・管理するものとする。
- 2 点検整備記録簿については当該車両に据え置くものとし、営業所においては、その写し等を保存することとする。
 - 3 点検整備に係る記録の保存は、以下のとおりとする。
 - ① 日常点検記録、タイヤ脱着・増し締め作業管理一覧表 1年以上
 - ② 点検整備記録簿及びその写し 点検基準第4条第2項に定める期間以上
 - ③ 臨時整備の記録 点検基準第4条第2項に定める期間以上

（車両故障事故）

- 第21条 整備管理者は、車両故障に関係する事故が発生した場合には、運行管理者と連絡をとり、適切な措置を講じ、原因の究明に当たるものとする。
- 2 整備管理者は、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条各号に該当する事故であって、車両故障に関係する事故が発生した場合には、代表者へ報告するものとし、代表者は、事故の発生から30日以内に、所定の事故報告書により、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等を経由して国土交通省に報告しなければならない。
 - 3 整備管理者は、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第4条に該当する事故であって、車両故障に関係する事故が発生した場合には、代表者へ報告するものとし、代表者は、事故の発生から24時間以内においてできる限り速やかに、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等に速報しなければならない。

（車両成績の把握等）

- 第22条 整備管理者は、各車両の使用年数、走行距離、燃料消費率、油脂消費率、部品費、稼働率等を把握し、これらを活用して車両の性能の維持向上等に努めるものとする。また、保有車両について、不正改造等により保安基準違反となっていないかどうか等車両状態の把握に努め、保安基準違反となっている場合には、速やかに適切な点検整備を実施することとする。

（適正車種の選定、車両代替時期の把握等）

- 第23条 整備管理者は、各車両の使用成績等の把握により、それぞれ使用条件に適合した車種型式について検討し、その選択及び合理的な車両の代替時期について代表者に助言するものとする。

（燃料油脂、その他資材の管理）

- 第24条 整備管理者は、燃料、油脂の品質、数量の管理を行い、消費の節減に努めるものとする。
- 2 部品、タイヤ、その他の資材について、品質、数量を適切に管理し合理的な運用を図るものとする。

第4章 車庫の管理

（点検施設等の管理）

第25条 整備管理者は、点検整備、洗車に必要な施設、設備及び自動車の保管場所の管理を行うものとする。

第5章 指導教育

（整備管理者の研修）

第26条 運送事業者は、整備管理者であって次に掲げる者に、地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。

- （1）整備管理者として新たに選任した者（当該事業者において、過去に整備管理者として選任されていた者や他の使用の本拠の位置で選任されていた者を除く。）
- （2）最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者

（補助者の指導教育）

第27条 整備管理者は、補助者に対して下表のとおり指導教育を行い、その能力の維持向上に努めるとともに、その教育内容等を記録・保存するものとする。

指導教育を行うとき	指導教育の内容
補助者を選任するとき	・整備管理規程の内容 ・整備管理者選任前研修の内容（整備管理者の資格要件を満足する者以外が対象）
整備管理者選任後研修を受講したとき	・整備管理者選任後研修の内容（他の営業所において、整備管理者として選任されている者以外が対象）
整備管理規程を改正したとき	・改正後の整備管理規程の内容
行政から情報提供を受けたときその他必要なとき	・行政から提供された情報等必要に応じた内容

（従業員の指導教育）

第28条 整備管理者は、点検整備等整備管理の職務に関する事項について、その周知徹底と知識の向上を図るため、運転者及び整備要員その他必要に応じ従業員に対して指導教育を行うとともに、その教育内容等を記録・保存するものとする。

附則

この規則は、令和 年 月 日から実施する。

整備管理者の補助者名簿

(事業者名) :
(整備管理者名) :

整備管理規程第2条第4項の整備管理者の補助者の氏名、所属及び補助する職務の範囲については、以下のとおりとする。

氏名又は役職名/ 氏名及び役職名	所属営業所名	補助する職務の範囲
	営業所	整備管理者が不在の場合のA事業所における自動車の運行可否の決定
	営業所	I T 点呼を行う場合のA事業所における自動車の運行可否の決定

日常点検表

登録番号又は車番

運行管理者（補助者）確認欄

点検実施者（運転者）名

整備管理者（補助者）確認欄

実施日 令和 年 月 日

点検箇所		点検項目	点検結果 (○・×)	
運転席での点検	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキの効き	踏みしろ ブレーキの効き	
	駐車ブレーキ・レバー (パーキング・ブレーキ・レバー)	引きしろ（踏みしろ）		
	原動機（エンジン）	※ かかり具合、異音	かかり具合 異音	
		※ 低速、加速の状態		
	ウィンド・ウォッシャ	※ 噴射状態		
	ワイパー	※ 拭き取りの状況		
	○ 空気圧力計	空気圧力の上がり具合		
○ ブレーキバルブ	排気音			
エンジン・ルームの点検	ウィンド・ウォッシャ・タンク	※ 液量		
	ブレーキのリザーバ・タンク	液量		
	バッテリー	※ 液量		
	ラジエータなどの冷却装置	※ リザーバ・タンク内の液量		
	潤滑装置	※ エンジンオイルの液量		
	ファン・ベルト	※ 張り具合、損傷	張り具合 損傷	
車の周りからの点検	灯火装置（前照灯・車幅灯・尾灯・制動灯・後退灯・番号灯・側方灯・反射器、方向指示器）	点灯・点滅具合・汚れ・損傷	点灯・点滅具合 汚れ 損傷	
	タイヤ	空気圧		
		□ ディスク・ホイールの取付状態	ナットの緩み・脱落 ボルト付近さび汁 ボルト突出不揃い、折損	
		亀裂、損傷	亀裂 損傷	
		異常な摩耗		
		※ 溝の深さ		
	○ エア・タンク	タンク内の凝水		
	○ ブレーキ・ペダル	※ ブレーキ・チャンバのロッドのストローク		
		※ ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間		
前日・前回の運行において異常が認められた箇所				

※印の点検は、当該自動車の走行距離・運行時の状態等から判断した適切な時期に行う事で足りる。

○印の項目は、エア・ブレーキを用いた自動車の点検項目を示す。

□印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。

タイヤ脱着作業管理表

登録番号又は車番

整備管理者確認欄

作業実施者名

実施日 令和

年

月

日

実施箇所		確認・作業内容	結果 (実施✓・交換×)
清掃の実施	ハブ面	ディスク・ホイール取付面の錆や泥、ゴミなどを取り除く	
		○ ハブのはめ合い部（インロー部）の錆やゴミ、泥などを取り除く	
	ディスク・ホイール	ホイール・ナットの当たり面、ハブ取付面の錆やゴミ、泥などを取り除く	
	ホイール・ボルト、ナット	ホイール・ボルト、ナットの錆やゴミ、泥などを取り除く	
点検の実施	ハブ面	ディスク・ホイール取付面に著しい摩耗や損傷がないかを確認	
	ディスク・ホイール	ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないかを確認	
		ホイール・ナットの当たり面に亀裂や損傷、摩耗がないかを確認	
		溶接部に亀裂や損傷がないかを確認	
		ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを確認	
	ホイール・ボルト、ナット	亀裂、損傷がないかを確認	
		ボルトの伸び、著しい錆がないかを確認	
		ねじ部につぶれ、やせ、かじりなどがないかを確認	
		○ ナットの座金（ワッシャ）が、スムーズに回転するかを確認	
		※ ナットの座面部（球面座）に錆や傷、ゴミがないかを確認	
油脂類塗布の実施	ホイール・ボルト	☆ ねじ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
	ホイール・ナット	☆ ねじ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する	
		※ 座面部（球面座）にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		○ 座金（ワッシャ）とのすき間にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する	
	ハブ	○ ハブのはめ合い部（インロー部）に規定のグリスを薄く塗布する	
取付	ホイール・ナットの締め付け	■ タイヤ脱着作業時の締め付けトルク値 △	N・m

保守	ホイール・ナットの増し締め	■ タイヤ脱着後、50km～100km 走行後の増し締めを実施する。	
----	---------------	------------------------------------	--

※ JIS方式が対象。

○ ISO方式が対象。ハブのディスク・ホイール取付け面、ホイール合わせ面、ホイールと座金（ワッシャ）との当たり面には、塗装、エンジンオイルなどの油脂類の塗布を行わないよう注意すること。

■ 規定の締め付けトルク値は、車両の「タイヤ空気圧ラベル」の近くに表示されています。

△ 対角線順に2～3回に分けて締め付けること（最終的な締め付けは、トルクレンチで規定トルクで締め付ける）。

☆ 二硫化モリブデン入りのオイル等は使用しない。また、トレーラの車種によっては潤滑剤の塗布が不要な箇所もあることに留意すること。
注 この内容に沿ったものであれば、自社の様式を使用してもよい。

タイヤ脱着・増し締め作業 管理一覧表

[illegible]